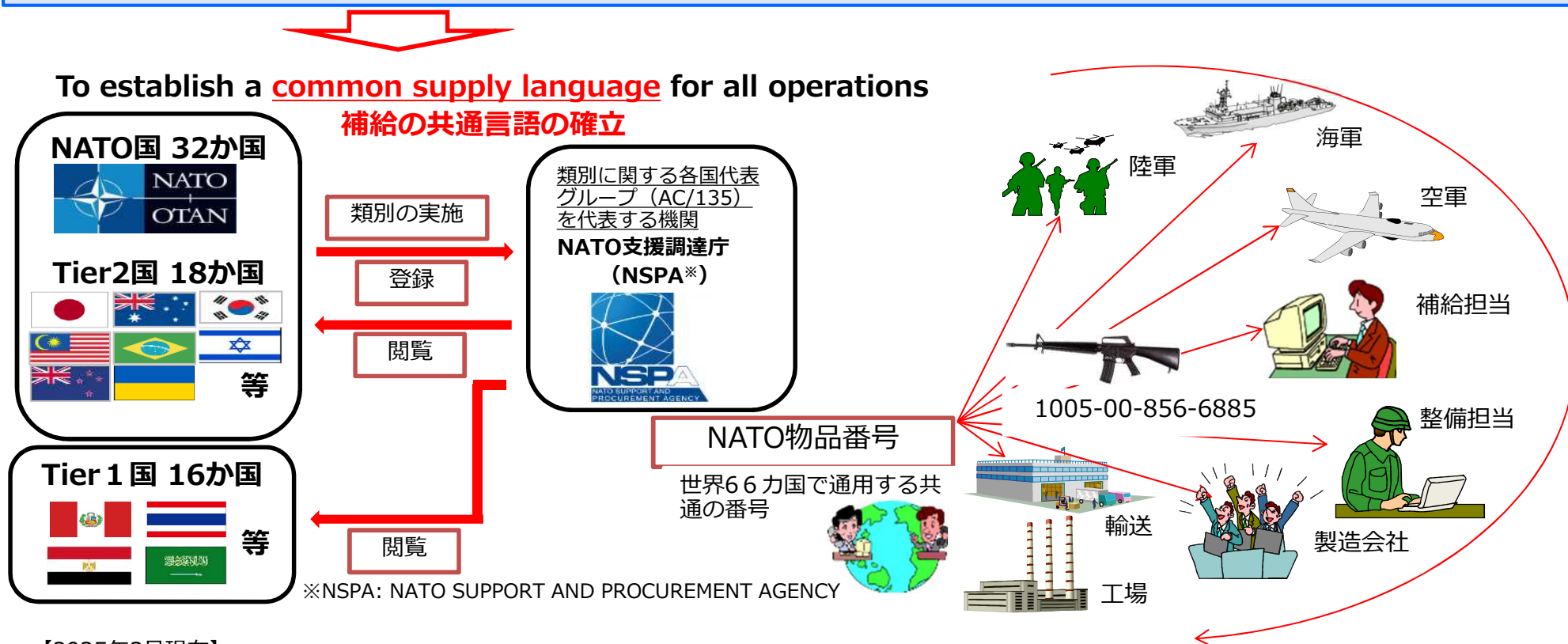


NATOカタログ制度の概要

- NATOカタログ制度の目的は、**NATO物品番号等**を多言語環境下で効果的に機能する**補給の共通言語**として使用することにより、**相互運用・標準化の促進、重複の抑制、互換性の確保**、可能な限り**最も経済的な方法での後方支援の最大化**、また、**オペレーションに参加する軍人が現場で適切な品目を確実に入手できる**ようにすること。なお、同制度への非NATO国の参加レベルには「Tier1」及び「Tier2」がある。
- 従来、我が国においては、「防衛省カタログ」により我が国独自の物品番号を付与する類別を実施。**欧州製装備品の導入**にあたり、当該装備品に付与されているNATO物品番号を使用できるようにすることが、**効率的な調達等**に資するとの考えから、**2011年4月より同制度にTier1の立場で参加**。
- **2020年10月よりTier2としての業務を開始**。Tier2は、NATOカタログに登録された他国の装備品等の情報の閲覧に加えて、**自国の装備品等の情報を登録・発信**することが可能。



NATOカタログ制度参加国（66カ国）

NATO国【32ヶ国】

【2025年3月現在】



Tier2国【18ヶ国】



Tier1国【16ヶ国】



登録された他国の装備品等の情報を閲覧でき、
かつ自国の装備品等の情報を登録・発信可能
(NATO物品番号を付与できるのはNATO国及びTier2国のみ)

【Tier2国の状況】

オーストラリア	平成10年1月	イスラエル	平成27年1月
ニュージーランド	平成12年11月	アルゼンチン	平成29年1月
ブラジル	平成14年6月	UAE	平成30年9月
シンガポール	平成14年6月	インドネシア	平成31年1月
オーストリア	平成17年1月	ウクライナ	平成31年1月
韓国	平成17年1月	インド	平成31年2月
マレーシア	平成23年1月	コロンビア	令和元年7月
モロッコ	平成25年1月	日本	令和2年10月
セルビア	平成26年6月	ヨルダン	令和4年1月

登録された他国の装備品等の情報の閲覧のみ